

連日の奮闘に心から敬意を表します。

昨日、核兵器禁止条約について交渉する国連の会議を、来年に招集するという決議案を、圧倒的な賛成多数で採択した、と報じられました。国際社会が核兵器の禁止に向け、歴史的一步を踏み出したことに、心から拍手を送りたいと思います。北海道からも多くの高校生がいま、ヒロシマやナガサキに見学旅行に行っていると思いますが、彼らにとって最善の贈り物になったことと思いますし、人類にとって多大な恩恵をもたらす決議となることを期待せずにはられません。

さて、今日の子どもと教育をめぐる課題は多岐にわたりますが、「子どもの貧困」は早急な対策が求められています。NHK ニュース番組が、ひとり親家庭に育った女子高校生が経済的理由から専門学校への進学を諦めたことを取り上げました。それに関わって、「貧困ではない」「捏造だ」などの悪意に満ちた中傷が広がっていることが話題になりました。9月9日付毎日新聞は、この問題を社説で取り上げて「卑劣極まりない」「まず貧困の実態をきちんと理解すべきだ」と強調し、「生活保護の不正請求をたたくような感覚で、子どもの貧困に厳しい目を向けるのは間違っている」と指摘しました。

OECD による子どもの貧困ランキングは、国際的に見ても深刻さを増す日本の状況を映し出しています。厚労省が公表している直近の数値は 16.3%で、最も低いデンマーク 3.8%の 4 倍です。なかでも、ひとり親家庭の貧困率は 54.6%にも達し、働いている、ひとり親のもとでの相対的貧困率は世界一です。「日本は、仕事をすることが貧困率を下げることにならない唯一の国」です。こうした状況に自衛隊リクルートを結びつけて、防衛省は、予備役将校訓練課程 (ROTC) と呼ばれる米軍の制度を参考に、自衛隊入隊者を前提にした奨学金などが目玉の、新たな募集制度を検討しています。

「子どもの貧困」を深刻化させてきた背景には、歴代政府が進めてきた雇用、福祉、社会保障の切り下げがあります。安倍政権になってとりわけ目につくのが、経済原理を人権に優先させる施策です。TPP しかり、原発しかり、年金しかり。そして、辺野古や高江の基地建設・固定化など、何を言っても聞く耳を持たない姿勢、強権的な手法は、国民的な怒りをかけています。安保法制による新たな任務が課されようとしている南スーダンへの自衛隊派遣は、PKO 参加 5 原則の根底条件さえ欠いています。まさに民主主義の蹂躪と言わざるを得ません。

こうした状況を目の当たりにして、教職員組合が出来ることは何だろうと考える日はありません。

貧困の連鎖を断ち切るための、教育の充実は論を待ちません。とりわけ、貧困ビジネスと揶揄される「奨学金」は借りる生徒・保護者も、それを紹介する教職員も、どんな生活状況になっても返済を免れないという現実を考えれば、暗澹たる気持ちになります。教育予算増額によって「子どもたちが安心して学べる学校」を目指し、ゆきとどいた教育をすすめる署名が今、各地で行われています。こうした運動を励ますように、香川県や長野県では、地元就職したり、地元の大学等に進学したりした場合に、返還免除とする実質的な給付型奨学金が創設され、年々拡充しています。私も加わった「高校生の修学・進路保障を求めるキャラバン」では、青森県、秋田県、山形県で大学入学一時金等の返還免除の

実質的な給付型奨学金が創設されたことが紹介され、こうした動きが今、他県にも広がりを見せています。北海道でも多くの自治体や企業が子どもたちのために修学支援をしていますし、10月18日のNHKニュースは市民の寄付3億円で給付型奨学金創設をした恵庭市の話題を報じました。多くの道民、国民は「子どもの教育環境」を何とか良くしたいと願っていて、その具体化を様々な方法で試みています。

この思いと私たちがつながって、「学校のいま」を語りながら子どもを中心にした議論と運動が展開されていますし、今夏の台風等の被害で修学困難になる生徒が出るのが予想される現状においては、その広がりや、なおのこと期待されます。

新自由主義の本質は自己責任論をとことん追求することです。しかし、私たちの運動は、この考えを排し、誰でも、どこでも、等しく教育を受けることができる、いわば「権利としての教育」を充実させることです。学校教育はいま、教職員の「自助」と「共助」によって支えられています。教育行政の本旨は、教育内容に口を挟むことでなく、教育条件整備です。教職員が置かれている勤務実態も議論しながら、部活動のあり方については新たな提案にもとづく議論をしていきたいと思いますが、それも含めて「権利としての教育」を充実させる運動に大いに勤しもうではありませんか。

今年7月の参院選挙から18歳選挙権が実現しました。それに伴って、学校へは新たな期待が生まれています。子どもの人権を尊重した活動が求められるのは当然です。でも、その際に、私たち教職員の人権意識、権利意識の高揚も求められます。私たちの発想の大元は憲法であって、その3原則は誰もが知っています。しかし、自民党改選草案による新3原則、これを知っている人は多くはないでしょう。(ご存じですか)それは「国民主権の縮小」「戦争放棄の放棄」「基本的人権の制限」です。重大なのは、この3原則に沿うように今、政治が方向付けられていることです。そのことを私たちは理解しておくことが必要ですし、職場で知らせる、議論することは、もっと必要です。

新しい学習指導要領の「審議のまとめ」を中教審が出しましたが、子ども一人ひとりの成長と学びの保障につながる内容なのか、甚だ疑問と言わざるを得ません。今回の「まとめ」は、指導方法や評価にまで言及し、より一層、グローバル人材育成を推しすすめる内容です。合わせて、「政治的中立性」を盾に教育内容への政治介入が見られますが、一つひとつの事態に、憲法に照らした判断を突きつけていくことが求められますし、何より私たちが憲法を実生活に活かしていくことが、その対抗軸になります。

教員の地位勧告から50年の今年、子どもの状況をよく見て、理解している教職員組合が、学校でも、社会でも、その姿を現すことが今いま、どんなに求められているでしょう。教育研究集会や賃金交渉、教育予算交渉が控えるこの時期は教職員組合がその姿を現わす好機です。秋の教育運動を大いにすすめるにあたって、職場や地域の状況を出し合い、どうすれば権利としての教育が実現されていくか、活発な議論が展開され、そのことを通して議案が補強されることを期待して、あいさつといたします。

2016年10月29日

中央行委員長 國田昌男